

## 東條内閣總理大臣談

大東亞戰爭の完遂即大東亞建設の必成を期せんが爲には文教の刷新と健民國策の確立とは急務中の急務である。

依て政府は此觀點に立ち銳意研究思索を重ね來つたが教育問題に就ては曩に師範教育の改革を決定し更に進んで學制の全般に亘る改革を斷行し他方健民政策に就ては結核撲滅を核心とする具體的方策を確立し萬難を排して之が遂行を期せんとする次第である。

## 小泉厚生大臣談話

國力の根基は何物を描いても「人」に在る。然るに近時結核の蔓延甚しく特に青壯年層を蝕むの特異性あることは寒心に堪へない所である。依て本日の閣議に於て結核對策要綱を決定し、結核の豫防撲滅に關する強固なる國家意思を確立したのである。茲に強固なる國家意思を斷乎として確立したる以上は、獨り厚生省のみならず各省の行政分野を擧げて結核の豫防撲滅を樞軸とする健民政策を責任を以て強力且徹底的に實行することとは固よりであり、尙進んで全國に亘り地域的及職域的各般の組織の一切を擧げて活潑なる健民運動を展開し國民各自も亦健民報國の至誠を健民生活の實踐に現はされんことを期待して已まない。

而して結核對策の實施は單に醫療對策のみを以て足りりとするものでなく、寧ろ國民生活の全分野に亘り各般の施策を全面的に實施せんとするものである。

斯くして健民の實を擧げ青壯年男子中弱體の故を以て兵役に服し得ず又は統後產業戰線に就き得ざる

者の總てを立派なる第一戰兵又は產業戰士として奉公し得るの心身保有者たらしめ他面には健全なる日本女子青年の育成を目途とし、數年後には皇國を世界に於ける結核最少の國たらしめ國運の隆昌に寄與せんと固く決意してゐる次第である。

## 中等學校、高等學校高等科及大學豫科の修業年限短縮に關する閣議決定

修業年限の短縮は單に現下當面の國策的要請としてのみならず、更に廣く人口政策の上からも關心せらるるところ極めて大きいが、昭和十七年八月二十一日の閣議は中等學校、高等學校高等科及大學豫科の修業年限短縮に關する件につきその大綱の決定を見、今日情報局より左の如く發表せられた。

## 中等學校、高等學校高等科及大學豫科の修業年限短縮に關する件

## 方針

## 右決定に對する橋田文相談

今回教育を我國教學の本義に則り劃期的に刷新充實しこれと不離一聯の關係において中等學校、高等學校高等科及び大學豫科の修業年限を短縮して學徒の實務に從事するの期を早からしむるとともに、學術文化の高度の發展を圖ることに閣議の決定を見たのである、修業年限の短縮は從來から學制改革的一大眼目であつて機會ある毎に檢討され實行上にも幾多の工夫が凝らされて來たのであるが大東亞戰爭完遂大東亞建設の實行に伴ひ感、切實なるものあり、よつて教育の劃期的刷新充實を圖り、これと不離一聯の關係において中等學校および高等學校の修業年限短縮を實行せんとする。

## (一) 教育の根本的刷新充實を圖り中等學校の修業年

限は四年と高等學校高等科(大學豫科を含む)の修業年限は二年とす。

(二) 右年限短縮は昭和十八年度入學者よりこれを適用す。

(三) 教育の根本的刷新充實を圖るため必要なる措置を講ずることとし教科の刷新、教授力の充實、訓育を徹底すべき施設の充實、教育諸施設の整備擴充、教育者の確保等に關する具體的方策については別途これを決定す。

(四) 學術文化の高度の進展を圖るため最高の學術研究制度の劃期的刷新等必要な措置を講ずることとし、その具體的方策については別途これを決定す。

外地は右に準じて修業年限の短縮を行ふ。

とともに大學院のこゝ高度の學術研究制度の整備充實による我國學術文化の高度の進展を圖るといふ趣旨より出たものである。

しかしして年限短縮は五年又は三年の學科課程を四年又は二年で壓縮して、學徒の負擔を徒らに増すことでなく、四年で高等普通教育を完成し、二年で更に精深なる高等普通教育を完成することを目指として教育の刷新改善を圖ることを本旨とするものである、そのためには教科を根本的に刷新するとともに教員の養成をはじめとし教授力の充實とその確保また教育諸施設の整備ならびに教育資材の確保を圖り、さらに高等學校等における訓育を徹底すべき施設を充實することが必要であることはいふまでもないところで、その具體的内容は追つて別途決定せられるはずである、また高等學校の年限短縮に伴つて大學教育に付ても工夫改善が考慮されねばならない、なほ修業年限の短縮によつて我國學術文化の低下を來たすが如きことがあつてはならないのみならず更に我國學術文化の水準を高度に進展せしむるため研究員の確保を圖ると共に大學院の如き高度の學術研究制度の劃期的整備擴張を行つて研究者を養成し又諸外國學術文獻の翻譯を行ふこと等が必要であるが此等の具體の方策も追つて別途決定せられることになつてゐる。

昭和十六年六月厚生省令第一二二號國民優生法施行規則  
中左ノ通改正ス

第十號ヲ別記ノ如ク改ム

第十七條第二項中「日ノ前日」ヲ「日前七日」ニ改メ様式

別記

(番號)

### 國民優生法施行規則中改正の件公布

國民優生法施行規則中改正の件は昭和十七年九月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

(昭和十七年九月九日  
厚生省令第四十四號)